

平成29年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業状況報告書

(基金の運用実績)

(単位：千円)

事業区分	基金の 保有区分	平成29年度 当初保管額	運用益繰入額	平成29年度 支出済額 (*)	平成29年度 年度末保管額	今後の 支出予定額	保有 割合
中間貯蔵施設整備等 影響緩和交付金基金 事業	金融機関への預金	26,717,122	46,400	688,843	26,074,679	26,074,679	1.00
	地方債	12,000,000	0	0	12,000,000	12,000,000	1.00
合計		38,717,122	46,400	688,843	38,074,679	38,074,679	

(*) 支出額のうち「22,500千円」は、29年度中に一般会計に繰入後、翌年度へ繰越

- ※ 本表は基金の保有区分ごとに記載すること。
- ※ 基金の保有区分は、実施要領第3の1で定める「基金の運用方法」を参考に記載すること。
- ※ 運用益繰入金は、当該年度に基金の運用によって生じた果実の金額を記載すること。
- ※ 支出済額は、当該年度内に支出負担行為を行い、出納整理期間に支出をしたものを含む。ただし、当該年度に債務負担行為のみを行ったものについては含まない。
- ※ 保有割合は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）に従い算出すること。（通常の取崩し型事業であれば、「平成〇年度末保管額／今後の支出予定額」により算出すること。）

平成29年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業状況報告書

(基金事業の結果)

事業名	事業実施主体	事業経費 (千円)						目標	目標達成度・評価	事業結果 (事業目的・内容・完了期日、 経費の使用法・内訳を含む。)
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
双葉町中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金交付事業	福島県双葉町	(予算額) 770,080 (補正後) 666,443	666,343	0	0	666,443	666,343	中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、双葉町民のニーズに基づいて、「ふるさととの結びつき維持」や「生活空間の維持・向上」などにかかる費用を補助することにより、双葉町の町民の生活再建等を支援する。	補助金交付のための電算システムの構築、コールセンター運営等の実施、上記のための進捗管理を行い、町民に補助金を交付し、生活再建等の支援に資することができたことから、目標を概ね達成することができたと認められる。	①中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金交付事業 【目的】 中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、双葉町民のニーズに基づいて、「ふるさととの結びつき維持」や「生活空間の維持・向上」などにかかる費用を補助することにより、双葉町の町民の生活再建等を支援するための事業を運営することを目的とする。 【内容】 上記目的の達成のため、平成23年3月11日時点で住民登録があり、補助を受けようとする経費を支出する年度の4月1日に生存している住民の方を対象に、一人あたり10万円/年(世帯に対象者が複数いる場合は、一世帯あたりその人数を乗じた金額)を上限として、補助金を交付する。 【完了期日】 平成30年3月15日 【事業費】 611,850千円

事業名	事業 実施主体	事業経費（千円）						目標	目標達成度・評価	事業結果 （事業目的・内容・完了期日、 経費の使用法・内訳を含む。）
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
									<p>②中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金事業運営</p> <p>【目的】</p> <p>中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、双葉町の町民のニーズに基づいて、「ふるさととの結びつき維持」や「生活空間の維持・向上」などにかかる費用を補助することにより、双葉町の町民の生活再建等を支援するための上記①の事業を運営することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>上記目的達成のため、補助上限金額等の管理のための電算システムの構築及び運営、手続等を説明した冊子等の発送業務、並びにコールセンター及び相談窓口等の運営を包括的に委託し、円滑に事業を執行する。</p> <p>【完了期日】</p> <p>平成30年3月31日</p> <p>【事業費】</p> <p>53,712 千円</p>	
									<p>③中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金運用支援業務委託</p> <p>【目的】</p> <p>中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、双葉町の町民のニーズに基づいて、「ふるさととの結びつき維持」や「生活空間の維持・向上」などにかかる費用を補助することにより、双葉町の町民の生活再建等を支援するための上記①の事業が適正に運営されるための進捗管理等を行うことを目的とする。</p>	

事業名	事業実施主体	事業経費（千円）						目標	目標達成度・評価	事業結果 （事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。）
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
										<p>【内容】</p> <p>上記目的達成のため、包括委託事業者と双葉町担当等が連携を密にして円滑な事業実施が図られるよう、運用オペレーティング、工程管理等に知見・実績を持つ事業者へ委託し、事業の進捗管理等を行う。</p> <p>【完了期日】</p> <p>平成30年3月31日</p> <p>【事業費】</p> <p>781 千円</p>
双葉町福島県勿来酒井団地商業施設運営事業	福島県双葉町	22,500	22,500	0	0	22,500	22,500	<p>多くの双葉町民が入居する福島県勿来酒井復興公営住宅敷地内に整備される商業施設において出店・営業を行おうとする事業者に係る運営経費等を補助し、事業者の再建・自立を後押しするとともに、町民の生活環境の向上、入居者間、さらには地域住民とのコミュニティの形成等を図る。</p> <p>※事業経費（決算額）について、当該事業の予算繰越に当たり、基金から一般会計に繰り入れたことから、支出したものとす。</p>	<p>事業者が出店するための施設整備に係る設計について不測の日数が発生し、翌年度に跨ぐこととなったため、当該事業についても翌年度に繰り越す必要が生じた。</p> <p>※事業経費（決算額）について、当該事業の予算繰越に当たり、基金から一般会計に繰り入れたことから、支出したものとす。</p>	<p>双葉町福島県勿来酒井団地商業施設運営事業</p> <p>【目的】</p> <p>中間貯蔵施設の整備に伴う影響のため双葉町内での事業が困難で、福島県勿来酒井復興公営住宅敷地内に整備される商業施設において、出店・営業を行おうとする事業者に対して、町が事業計画を認定し、その出店等に係る初期投資費を補助し、事業者の再建・自立を後押しするとともに、中間貯蔵施設の整備等による影響緩和のため町民の生活環境の向上、町民と地域住民とのコミュニティの形成等を支援することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>上記の目的達成のため、平成23年3月11日時点で双葉町に住所を有し、商業施設において出店・営業しようとする者に係る設備等に要する経費（初期投資費）に対して、補助金を交付する。</p> <p>【完了期日】</p> <p>平成30年度へ繰越（平成30年6月30日完了見込）</p>
合計		688,943	688,843	0	0	688,943	688,843			